

# 建築主・代理者・工事監理者・工事施行者の皆様へ

## 建築士の**工事監理者**を定めなければならない建築物について

(建築基準法第5条の6、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3)

一定規模以上の建築工事をする場合は、建築士である**工事監理者**を定めなければなりません。(下記の表のとおり)

構造 ㎡	木造の建築物			木造以外の建築物			
	階数1	階数2	階数≧3	高さ≦13m、軒高≦9m		高さ>13m	軒高>9m
				階数≦2	階数≧3		
30	資格要件なし			資格要件なし			
100	資格要件なし						
200	1、2級、 木造建築士			1、2級建築士			
300	1、2級、 木造建築士			1、2級建築士			
500						1級建築士	
1000						1級建築士	
超						1級建築士	

※1 : 高さ13m又は、軒の高さ9mを超える木造建築物は、1級建築士に限る。

※2 : 500㎡を超える学校、病院等の特殊建築物は、1級建築士に限る。

※3 : 「資格要件なし」の建築物は工事監理者に建築士等の資格要件の定めはありませんが、建築基準法第7条の5に基づく、「建築物に関する検査の特例」は適用できません。

## 確認表示板の掲示について

(建築基準法第89条第1項)

**工事の施行者**は、工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければなりません。

35cm以上	
25cm 以上	建築基準法による確認済
	確認年月日番号 平成 年 月 日 第 号
	確認済証交付者
	建築主又は 築造主氏名
	設計者氏名 一級建築士 ○○ ○○ ○○○○一級建築士事務所(一級)
	工事監理者氏名 一級建築士 ○○ ○○ 一級建築士事務所 株式会社○○設計
	工事施工者氏名
	工事現場管理者氏名
	建築確認に係る その他の事項

※1 : 建築基準法施行規則の改正により、確認表示板の設計者氏名欄と工事監理者欄に「建築士の別(一級・二級・木造建築士)」「建築士事務所の名称と別(一級・二級・木造建築士)」を記載することが必要となりました。

## 工事監理の方法について

(建築基準法第2条第十一号、建築士法第2条第8項)

**工事監理**とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

工事監理者は工事現場において、工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認しなければなりません。

また、島根県建築基準法施行細則第11条の2に基づき**工事監理状況報告書**を提出する際に添付する写真は、**工事監理者の関与が確認できる写真**として下さい。

## 完了検査について

(建築基準法第7条)

建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事に検査を申請しなければなりません。

工事が完了した日から4日以内に**完了検査申請書**を提出して下さい。

なお、益田市では特定の曜日に検査日等を定めていません。検査の日程については、事前にご希望の日時の調整を行っています。(業務の状況等により、ご希望の日程に添えないことがあります。ご了承下さい。)

## 問い合わせ先

ご不明な点等は、下記までお問い合わせ下さい。

益田市 建設部 建築課 指導係  
(住所) 島根県益田市常盤町1番1号  
(Tel) 0856-31-0668  
(Fax) 0856-31-0005  
(Mail) [kenchiku@city.masuda.lg.jp](mailto:kenchiku@city.masuda.lg.jp)